

# ～地域でのサロン活動を支援します～

## 【地域サロン活動支援事業補助金】

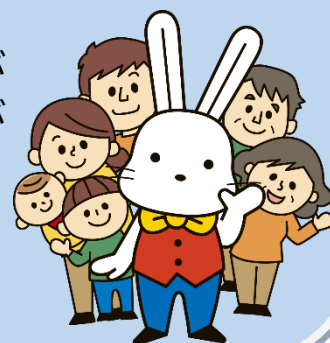
### ◆「地域サロン」とは？

身近な地域を拠点にして、地域住民が主体的に仲間づくりや支え合いなどの活動を行う団体。



福島市は、補助事業による支援を通じ、地域にサロンが増え、お互いに見守り、支え合う地域の活動の輪が広がることを目指しています。

身近な地域でお互いに見まもり、  
支え合うまちづくりに取り組んでみませんか？

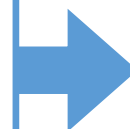


### ●対象団体

趣味の共有や技術の向上のみを目的とするのではなく、会員が主催する仲間づくりや支え合い等を目的とした活動を、地域（民生委員協議会を組織する区域の定めに準ずる）単位を原則に、会費を徴収の上で一年度内に2回以上実施する、概ね10名以上の会員にて構成される団体

### ●対象期間：交付を決定した日から令和9年3月31日まで

※詳しい要件や補助金のメニューは裏面をご覧ください。  
※福島市及び福島市社会福祉協議会から補助金等の交付を受けていない団体が対象です。



### ●申請期間

令和8年5月1日～12月1日（予算額に到達次第、終了します）

### 【お問い合わせ先】

福島市役所共生社会推進課地域共生係 TEL 572-3948

## ▶地域サロン活動支援事業補助金について

補助金のメニューは（１）～（３）の３種類あります。

### （１） 立上げ支援

内 容：地域サロン立ち上げのための補助

申請対象：個人または団体

補助期間：初年度のみ

補 助 額：実費分を補助 ※【上限：年額 30,000 円】

### （２） 広域住民受入支援

内 容：居住する地域（注）の会員のみならず、当該地域外の住民も受け入れて活動する地域サロンへの補助

※ 申請要件の確認のため、事前に HP をご覧いただくか、共生社会推進課までご連絡ください。

注：代表者が居住する、民生委員協議会が組織される地域

申請対象：団体

補助期間：連続して3年度まで

補 助 額：実費分を補助 ※【上限：年額 30,000 円】

### （３） 会場使用料支援

内 容：地域サロン活動を行うために使用する会場使用料の補助

申請対象：団体

補助期間：連続して3年度まで

補 助 額：実費分を補助 ※【上限：月額 2,000 円】



※※ご注意ください※※

複数のメニューを同じ年度内に申請することはできません。

各メニューの要件を満たせば、最大で7年間の補助が受けられます。

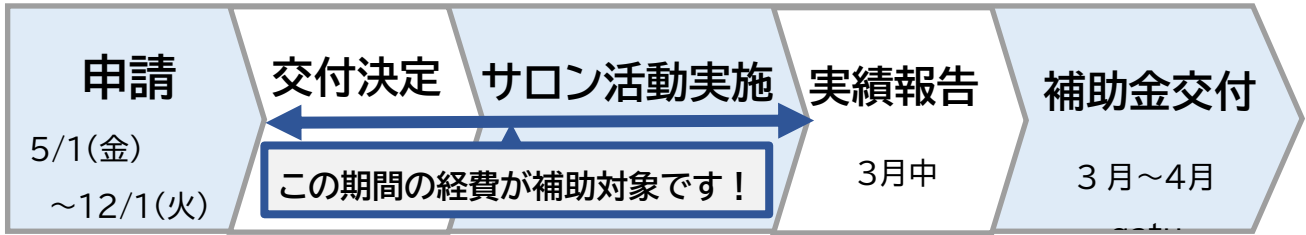
〈例〉初 年 度：（１）立上げ支援

２～４年度：（３）会場使用料支援

５～７年度：（２）広域住民受入支援

各メニューの要件は  
申請チェックリストで  
ご確認ください。

## ▶ 補助金交付までの流れ



## ▶ 補助金申請方法について

 「申請チェックリスト」にて、事前に要件のご確認をお願いいたします。

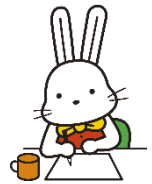
① 申請書、②実施計画書、③収支予算書、④会員名簿 に必要事項を記入。

※【(1)立上げ支援】を申請する場合は、④会員名簿のみ  
実績報告時に後ろ倒して提出することができます。

共生社会推進課のメールアドレスへメール送信

( [tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp) )

または [共生社会推進課窓口](#) (本庁舎2階) へ持参



にて申請ください。

※申請書等様式は、市のホームページにて取得いただけるほか、  
共生社会推進課窓口でお渡ししています。 ⇒⇒⇒本市 HP



例えば…

### ～サロン活動ってどんなこと??～

近所には高齢者のみの世帯が多く、最近ではご近所同士の交流が少なくなっていることが気になっていた Aさんは、近所の数人に声をかけ、高齢者の方を集会所に呼んで茶話会を開くことにしました。

ご近所の手伝ってくれる人達と一緒にチラシを作り、参加者を募ったところ、Aさん達を含めて10人ぐらいの人が集まりました。

当日は、お茶とお菓子代として、参加する人達から会費200円を集めて実施しました。茶話会は大変好評で、Aさんたちはこれから月に1回のペースで茶話会を続けることにしました。

今後は、集会所での茶話会だけでなく、花見など季節の行事も計画し、市の「地域サロン活動支援事業補助金(1)地域サロン立ち上げの支援」も申請しました。地域のサロンとして、翌年度以降も継続していく予定です。

**❁仲間づくりや支えあい等が目的であれば、活動内容は茶話会や簡単な料理作り、会食、ゲームや合唱、健康体操、世代交流など、サロンごとに自由に決めることができます!!**

## 地域サロン活動支援事業 Q & A

### ● 対象団体について

よくある質問	回答
会員集めのための活動など、地域サロン立ち上げに関する経費は補助の対象となりますか？	(1)立上げ支援に限り、個人や地域サロンとしての申請要件をすべて満たしていない場合も、申請することができます。ただし、実績報告時にすべての要件を満たすことが条件です。
既存の団体でも対象となりますか？(町会、老人クラブ、婦人会、育児サークル等)	要件を満たしていれば対象となります。 (チェックリストをご活用ください。) <u>ただし、地域サロンとしての要件を満たすことが条件です。</u>
概ね10名とは？ 当日集まった人数が10名に満たない場合は対象となりませんか？	当日集まった人数が10名以上である必要はありませんが、実績報告の際に、サロンに所属し、一年度内の活動に2回以上参加する人(会員)が10名以上いることが必要です。

### ● 対象活動・補助金について

よくある質問	回答
事業の対象となる期間は？	交付を決定した日から令和9年3月31日までです。
事業の対象となる実施回数は？	申請した月から数え、期間内に2回以上実施することが必要です。
事業の申請期限は？	令和8年12月1日(火)です。
会員が主催する活動とは？	会員間で相談・企画した活動です。学習センターや他団体の主催事業等への参加は補助対象になりません。 例)地域の行事やお祭り、文化祭等への参加
活動内容はどんな内容でもいいのですか？	地域の方が気軽に参加できるものであれば、どんな内容でも構いません。 ただし、趣味の共有や技術の向上のみを目的とする活動を行う団体は、対象となりません。
「(1)立上げ支援」、「(2)広域支援」の補助金の使いみちには制限がありますか？	「諸謝金、消耗品費、食糧費、印刷費、郵便料、物品購入費、会場使用料(冷暖房費、光熱費を含む)、保険料、その他市長が必要と認めるもの」が補助の対象となります。
「(2)広域支援」の当該地域外の範囲とは？	HPよりご確認いただくか、共生社会推進課(024-572-3948)までお問い合わせください。